農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第１条第１号ただし書並びに第３条第１号ただし書及び第２号の規定に基づき、同規則第１条第１号ただし書の農林水産大臣が定める規模等

【沖縄県】

地　域　名	規則第１条第１号ただし書の規定に基づき農林水産大臣が定める規模 (ha)	規則第３条第１号ただし書の規定に基づき農林水産大臣が定める規模 (ha)	規則第３条第２号の規定に基づき農林水産大臣が定める規模 (ha)
名護市	4.0	20.0	－
恩納村	3.3	16.6	－
金武町	4.0	20.0	－
伊平屋村	4.0	20.0	－
伊是名村	4.0	20.0	－
石垣市	4.0	20.0	－
竹富町	4.0	20.0	－
与那国町	4.0	20.0	－